

第1回協議会、ワーキングでの意見とその対応

項目	発言者		意見の概要	対応	計画文	
校庭貯留について	協議会	宍粟市 鎌田委員	校庭に雨水を貯めると泥がたまるが、対策は考えているか。	校庭貯留実施にあたっては、詳細設計時に暗渠排水の改良等、排水性に留意する。(計画文は記載なし)		
	ワーキング	相生市 山田委員	校庭貯留については、普段使うものであり泥の堆積が心配である。			
ため池の貯留について	協議会	上郡町 工藤町長	ため池については、管理者の高齢化により素早い対策が打ちにくい。	台風などの前にため池管理者の運用により治水容量を確保していくことも考えられるが、管理者の同意が得られる場合は、洪水吐の切り欠き等により、日常から水位を低下させるなどの対応を計画文に記載した。	P33 5. 流域対策 5-1. 流域対策の内容 (2)雨水貯留浸透施設の整備 2)ため池貯留機能の強化 14行目	農業上の利水容量に余裕があり、ため池管理者の同意を得られる場合は、洪水吐の切り欠きや取水施設への緊急放流機能の追加など、洪水調節機能を向上させるための改良を行う。
遊水機能の維持について	協議会	赤穂市 豆田市長	霞堤について、住民から本堤にしてほしいと要望されているので、遊水機能を維持するなら地域の理解を得る必要がある	やむを得ず霞堤を締め切る場合の対応を記載した。	P39 5. 流域対策 5-1. 流域対策の内容 (4)遊水機能の維持 18行目	やむを得ず堤防で締め切る場合は、洪水に対する安全性の低下を地域が十分認識し、減災対策等による対応をあらかじめ決めておくことが必要である。
森林の整備及び保全について	協議会	会長 道奥委員	森林の質の低下が影響して災害の一因となっている。また、土砂堆積により川の状況も変わってきた。この2点は総合治水の中で重要な役割を占めている。	総合治水条例では降雨による浸水対策のみを対象としているが、委員の方々から多くの意見をいただいたように、計画地域では森林からの河道への土砂流出を防ぐことが流域対策の一つと考え計画文に記載した。 また、森林の整備に関する具体的な事業を計画文に記載した。	P39 5. 流域対策 5-1. 流域対策の内容 (5)森林の整備及び保全 27行目	森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第2期対策(平成24～33年度)」を推進し、人工林に関する「森林管理100%作戦」として、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した公的負担による間伐及び作業道開設を実施するほか、里山林対策として、集落周辺の手が入らなくなった里山林の再生を行う。 また、防災面での機能を高めるため、災害に強い森づくり：第2期対策(平成23～29年度)に取り組み、 ①緊急防災林整備(流木・土石流災害が発生する恐れのある渓流域の森林機能強化) ②里山防災林整備(集落等裏山森林の防災機能強化) ③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備(高齢人工林の機能強化) ④野生動物育成林整備(人と野生動物が共生できる森林育成) ⑤住民参画型森林整備(地域住民の自発的活動支援)を推進する。
		宍粟市 田路市長	森林からの土砂流出により河道が減少している。山地や森林からの土砂流出を防ぐことが重要である。			
		佐用町 庵途町長				
	佐用町 木村委員					
	ワーキング	千種町 鎌田委員	森林の間伐や倒木処理を実施しているとのことだが、具体的にどのように進めているか。			
		佐用町 木村委員	山肌がむき出しになっている所で木を植えても鹿やイノシシが食べてしまい手の打ちようがない。具体的にどのような対策をおこなっているのか。		P40 5. 流域対策 5-1. 流域対策の内容 (6)山地防災・土砂災害対策 7行目	平成21年8月災害では、山腹崩壊等による土石・流木の流出が下流部における被害を増大させた。一方、治山ダム・砂防えん堤設置箇所では土砂・流木が捕捉され、治山・砂防施設には被害を大幅に軽減する効果があることが再確認された。また、緊急防災林整備地(災害に強い森づくり)では、間伐木土留工等の設置による土砂等の流出抑止効果があることも確認された。 このように山地防災・土砂災害対策は、山地や森林を保全することにより、保水力を維持し、土砂流出による下流河川の流下能力低下を防止する効果があるため、総合治水対策と併行して取り組みを進めていくこととし、現在進めている治山ダム・砂防えん堤の重点整備と災害に強い森づくりの推進を柱とした「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」(H21～25)に基づく治山・砂防事業を引き続き推進していく。